

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定商工業者台帳の作成期間延長の許可
根拠条例・規則等名		商工会議所法
条 項		第 10 条第 2 項
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課（電話：048-829-1362）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	法定台帳の重要性から考え、特に必要があると認める場合以外は、作成期間の延長はされない方針であるため、あらかじめ具体的な基準を設定することは困難である。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場 合はその理 由）	将来的に申請が見込めず、設定する実益がない。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		